

平成24年12月

東京税関業務部

関係各位

「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」の取扱いの変更
について（お知らせ）

平素より税関行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

豚肉の輸入申告に対しましては、差額関税制度を適切に運用し、一層適正な通関を確保することを目的として、本年4月4日に関税局長通達「豚肉の輸入申告に係る審査・検査の充実等について」（財関第335号）が発出され、その審査・検査の充実等を図っているところですが、平成25年1月15日（火）以降、その具体的な取扱いを下記のとおり変更することといたしますので、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 貨物代金の一部又は全部が後払いである場合の送金資料の取扱いについて

貨物代金の一部又は全部が後払いである場合、後払い分については、通関時において、契約書（写）等により後払いであることを確認しているところですが、平成25年1月15日（火）以降に輸入申告をする豚肉につきましては、貨物代金の一部又は全部が後払いである場合には、その後払い分の決済が終了した後速やかにその後払い分に係る送金資料を通関部門に提出するよう求めることとし、通関時に、後日送金資料を提出する旨を記載した適宜の様式による書面を提出していただくことといたしますので、ご理解、ご協力を願いいたします。

なお、後日送金資料を提出していただく場合には、当該送金資料に輸入申告番号及び輸入申告年月日を付記した上で提出していただくようお願いいたします。

2. 「豚肉の輸入申告に係る調査票」について

輸入申告の際に提出をお願いしております「豚肉の輸入申告に係る調査票」(以下「調査票」といいます。)について、

- ① B/L上の輸出者の名称、所在国・地域、住所、連絡先電話番号等
- ② パッカーの名称、所在国・地域等
- ③ 通関業務の仲介者の名称、代表(責任)者役職・氏名、担当者所属・役職・氏名、住所、連絡先電話番号

等を新たに入力(記載)していただくこととし、様式を別添のとおり変更いたします。変更後のブランクフォーム(エクセル)が必要な方は、申告官署の通関総括担当部門にお申し出ください。

なお、調査票中の「輸入者との間における特殊関係の有無」欄における『輸入者との間に特殊関係がある場合の該当項目』及び「特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無」欄における『取引価格に影響がない場合の理由』については、調査票別紙を参照し入力(記載)していただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京税関業務部通関総括第1部門

電話：03-3899-6337

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票 (A)

原産国		種別(いずれかに○を付してください。)	CHILLED	FROZEN

申告番号	申告年月日	申告官署	申告価格(CIF:円)	関税額	消費税額	地方消費税額

仕入書	仕入書番号	日付	価格条件・ 建値	契約関係	契約書番号	契約年月日

(注1) 価格条件欄には「FOB」、「C&F」、「CIF」等を、建値欄には「JP¥」、「US\$」等を入力(記載)してください。

決済 (送金) 関係	決済時期	決済方法	決済期限

(注2) 決済時期欄には「前払い」、「一部後払い」、「後払い」の別を、決済方法欄には「L/C」、「銀行送金」等の別を、決済期限欄には「貨物の到着からXX日以内」、「輸入の許可後XX日以内」等の決済期限を入力(記載)してください。

輸入価格等	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()	合計
仕入書単価 (円/kg)									一
輸入数量 (kg)									0
価 格	0	0	0	0	0	0	0	0	0

輸入者	名称		代表(責任)者 役職・氏名		担当者 所属・役職・氏名	
	輸入者符号	住所			連絡先 電話番号	

仕入書上の輸出者	名称		代表(責任)者 役職・氏名		担当者 所属・役職・氏名	
	所在国・地域	住所			連絡先 電話番号	
	輸入者との間における特殊関係の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有(該当項目) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有	無(理由) ① ② ③ ④
B/L上の輸出者	名称		所在国・地域			
	住所		連絡先 電話番号			
	輸入者との間における特殊関係の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有(該当項目) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有	無(理由) ① ② ③ ④

(注3) B/L上の輸出者欄は、仕入書上の輸出者とB/L上の輸出者が異なる場合に入力(記載)してください。

パッカー	名称		所在国・地域			
	輸入者との間における特殊関係の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有(該当項目) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨	無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)	有	無(理由) ① ② ③ ④

(注4) パッカーとは、豚肉の解体から加工・卸売りを行う精肉業者(meat-packer)をいう。

(注5) パッカー欄は、仕入書上の輸出者及びB/L上の輸出者とパッカーが異なる場合に入力(記載)してください。

通関業務の仲介者	名称		通関業者コード
	名称	代表(責任)者 役職・氏名	担当者 所属・役職・氏名
	住所		連絡先 電話番号

(注6) 通関業務の仲介者欄は、輸入者と通関業者との間に通関業務の取次ぎを行っている者がある場合に入力(記載)してください。

<備考>

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票(Ⅲ)

【入力(記載)上の留意事項】

- 再販売先ごとに必要事項を入力(記載)し、再販売先が4者以上ある場合には、「豚肉の輸入申告に係る調査票(Ⅲ)(つづき)」を使用してください。
- 輸入者が自ら使用し、又は消費する場合には、再販売先名称欄にその旨(「自社使用」等)を入力(記載)してください。
- 再販売先又は再販売価格が未定の場合には、再販売先名称欄又は再販売価格欄にその旨を入力(記載)してください。
- 再販売単価欄及び再販売額欄の[]内には、「消費税込み」、「消費税抜き」の別を入力(記載)してください。

再 販 売 先	名称										代表(責任) 者 役職・氏 名			担当者 所属・ 役職・氏名				
	住所											連絡先 電話番号						
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計			
	再販売単 価 [(円/kg)]														—			
	再販売数量 (kg)														0			
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			

再 販 売 先	名称										代表(責任) 者 役職・氏 名			担当者 所属・ 役職・氏名				
	住所											連絡先 電話番号						
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計			
	再販売単 価 [(円/kg)]														—			
	再販売数量 (kg)														0			
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			

再 販 売 先	名称										代表(責任) 者 役職・氏 名			担当者 所属・ 役職・氏名				
	住所											連絡先 電話番号						
	輸入者との間における特 殊関係の有無(別紙を参 照し該当箇所に○を付して ください。)	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の 取引価格への影響の有無 (別紙を参照し該当箇所に ○を付してください。)	有	無(理由)				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨					①	②	③	④
	部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()						合計			
	再販売単 価 [(円/kg)]														—			
	再販売数量 (kg)														0			
	再販売額 [] (円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0					0			

※「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用し
ない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

○ 豚肉の輸入申告に係る調査票 (B) (つづき)

再販売先	名称	(代表責任者) 役職・氏名									担当者 所属・役職・氏名					
	住所										連絡先 電話番号					
	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)		有	無(理由)		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		①	②	③	④		
部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()		合計						
再販売単価 [円/kg]										-						
再販売数量 (kg)										0						
再販売額 [円]	0	0	0	0	0	0	0	0		0						

再販売先	名称	(代表責任者) 役職・氏名									担当者 所属・役職・氏名					
	住所										連絡先 電話番号					
	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)		有	無(理由)		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		①	②	③	④		
部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()		合計						
再販売単価 [円/kg]										-						
再販売数量 (kg)										0						
再販売額 [円]	0	0	0	0	0	0	0	0		0						

再販売先	名称	(代表責任者) 役職・氏名									担当者 所属・役職・氏名					
	住所										連絡先 電話番号					
	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)		有	無(理由)		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		①	②	③	④		
部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()		合計						
再販売単価 [円/kg]										-						
再販売数量 (kg)										0						
再販売額 [円]	0	0	0	0	0	0	0	0		0						

再販売先	名称	(代表責任者) 役職・氏名									担当者 所属・役職・氏名					
	住所										連絡先 電話番号					
	有(該当項目)									無	特殊関係が「有」の場合の取引価格への影響の有無(別紙を参照し該当箇所に○を付してください。)		有	無(理由)		
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		①	②	③	④		
部位	ヒレ	ロース	肩ロース	ウデ	バラ	リブ	モモ	その他()		合計						
再販売単価 [円/kg]										-						
再販売数量 (kg)										0						
再販売額 [円]	0	0	0	0	0	0	0	0		0						

※「つづき」を使用する場合には右欄に○を、使用しない場合には右欄に×を入力(記載)してください。

--

別紙

【輸入者との間に特殊関係が有る場合の該当項目】

- ① 売手と買手とがその行う事業に関し相互に事業の取締役その他の役員となっている場合 <参考: 関税定率法(以下「定率法」という。)第4条第2項第4号>
- ② 売手及び買手がその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び関税定率法施行令(以下「定率令」という。)第1条の8第1号>
- ③ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の使用者である場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第2号>
- ④ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の5%以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第3号>
- ⑤ 売手又は買手のいずれか一方の者が他方の者を直接又は間接に支配している場合 (上記④に該当する場合を除く。)<参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第4号>
- ⑥ 売手及び買手の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ5%以上の社外株式が同一の第三者によって直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第5号>
- ⑦ 売手及び買手が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合 (上記⑥に該当する場合を除く。)<参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第6号>
- ⑧ 売手及び買手が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第7号>
- ⑨ 売手及び買手が親族関係にある場合 <参考: 定率法第4条第2項第4号及び定率令第1条の8第8号>

(注 1) 上記①にある「取締役その他の役員」とは、取締役、監査役、理事、監事等をいう。<参考: 関税定率法基本通達(以下「基本通達」という。)4-18(1)>

(注 2) 上記②にある「法令上認められた共同経営者」とは、それぞれ、その金銭、資産、労務、技術等を出資し、共同事業を営む者をいう。<参考: 基本通達4-18(2)>

(注 3) 上記⑤、⑧にある「支配している場合」とは、一方の者が法律上又は事実上他方の者を拘束し又は指図する地位にある場合を、上記⑦にある「支配されている場合」とは、一方の者が法律上又は事実上他方の者に拘束され又は指図される地位にある場合をいう。これらの場合、原則として、締結及び解除が自由な契約に基づき民事法上通常発生する権利義務関係は含まず、一方の者が他方の者の事業経営の根幹(例えば、取締役その他の役員、事業の所有若しくは議決権又は営業拠点所在地の変更)について拘束(され)又は指図する(される)関係に限られる。<参考: 基本通達4-18(3)>

(注 4) 上記⑨にある「親族」とは、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。<基本通達4-18(4)>

【輸入者との間に特殊関係があるが取引価格への影響がない場合の理由】

- ① 輸入貨物に係る産業での通常の価格設定に関する慣行に適合する方法で当該輸入貨物の価格が設定されている場合 <参考: 基本通達4-19(1)イ>
- ② 輸入貨物の価格が当該輸入貨物に係るすべての費用に、売手によるこれと同類の貨物の販売に係る通常の利潤を加えた額を回収するのに十分な価格である場合 <参考: 基本通達4-19(1)ハ>
- ③ 買手が、その海外現地法人(独自の法人格を有する支店を含む。)が特殊関係にない製造者等から購入した貨物を当該海外現地法人から輸入する場合において、輸入貨物の価格が当該製造者等からの購入価格に当該海外現地法人の販売に係る通常の利潤が上乗せされている価格である場合 <参考: 基本通達4-19(1)ホ>
- ④ その他

→ 調査票(A)の備考欄に具体的な理由を簡潔に入力(記載)してください。